

あなたの意見を市政に 市民と語る会

市民と語る会



市では、市民の生の声をお聞きし、今後の市の計画に反映させ、より生活しやすい街づくりを進めるため「市民と語る会」を実施しています。市内のどこの会場にも伺いますので、皆さんの申し込みをお待ちしています。

町内単位で随時開催

「市民と語る会」は、生活に密着した、きめ細かな提言をしていただくために町内を単位（複数町内の合同でも構いません）として、町内会館など町内の希望する場所で開催します。

開催日時は、町内と市が調整して決定します。開催時間は、原則として午後六時から九時までの間の二時間以内。以前実施した町内

でも受け付けますので、希望する町内はお申し込みください。

あなたの提言が施策に

これまでの「市民と語る会」では、道路や側溝の整備、ごみ処理、通学路の問題など生活に密着した問題や、産業、福祉、観光など市の将来についての要望や提言が出され、熱心に話し合われました。市では、それらを市政に反映させていきたいと思います。

開催日には市長が伺い、提言について回答するほか、会場でも出されたご質問についてもお答えします。当日即答できなかつたご質問などについては、調査、検討のうえ後日回答します。

お申し込みは

「市民と語る会」申込書（総務課にあります）に開催希望日時と会場を記入し、希望日の十五日前までに提出してください。日程調整のうえ開催日時を決定します。また、的確な回答をするため、町内の要望・提言（おおむね十件程度）をまとめ、開催日の十日前までに提出してください。

お申し込み、お問い合わせは
総務課広報広聴係

☎49-3111（内線258）

情報公開制度



初年度の開示請求は13件

より開かれた市政の実現を目的とした「大館市情報公開条例」が昨年四月から施行され、初年度の平成十一年度は十三件の開示請求がありました。このうち、文書の全部を開示したのが七件、個人の氏名などの公開できない部分を除いて部分開示したのが四件、市に文書がないことで不開示としたのが二件でした。

また、条例では努力義務とされている平成九年度以前の行政文書についても、補助金の交付決定通知書など七件の開示申し出があり、すべて開示しました。

皆さんの確かな理解と、公正で民主的な市政の推進のため、情報公開制度をご利用ください。

○ 平成11年度中の開示請求の状況

開示請求のあった課	請求件数	開示状況			主な請求内容
		開示	部分開示	不開示	
企画部地域振興課	1	1			エコ・タウン、リサイクル・メイン・パーク
市長事務部局					
総務部総務課	2		2		市長交際費
総務部職員課	1	1			市職員の定数削減に関する文書
産業部商工課	1			1	大町ライブスポットの休止に関する文書
産業部農林課	1		1		県営担い手育成基盤整備事業
建設部土木課	5	4		1	道路修繕工事の予定価格ほか
教育委員会	1	1			小・中学校消耗品の執行状況ほか
議 会	1		1		議長交際費
計	13	7	4	2	

問 総務課行政係

☎49-3111（内線260）

